

できた。大安を六曜に基づくものとすれば明治四二年八月二〇日となる。「大安惣急」は、「大安」を六曜に基づくもの、「惣急」を「急急如律令」と同一のものと考えると、すみやかに大安になれという念願成就の意味に捉え得る。遺構の状況などから現地において何らかの儀式が執り行なわれたものと思われる。中段の四行はその儀式を執行した吉日時を指し示したものであろう。下段の「二大甲」については、同一文字ではないが醍醐寺の「修験最勝恵印三昧耶法玄深口決」(「修験聖典」第三篇)に「二大合」の文字が列記された修法がみられる。これは九字法の印法を示したものとされる。これを同一のものと理解するならば、木簡では四回列記されており、印を四回結んだ行為を示したものといえよう。これまで考古学的な類例は管見の限りなく、今後とも課題に挙げ考究していきたい。

なお、木簡の釈読にあたっては奈良文化財研究所の綾村宏・吉川聡・渡辺晃宏・馬場基・山本崇の各氏と宇治市歴史資料館の坂本博司氏、木簡(4)の解釈については天理大学の飯島吉晴氏、また出土遺物の年代観については大手前大学の中井淳史氏と立命館大学の山中信人氏にそれぞれご教示をいただいた。写真は奈良文化財研究所の中村一郎氏の撮影による。

(浜中邦弘・大原 瞳・表原克代)

京都・内里八丁遺跡

うちきとはつちよう

- 1 所在地 京都府八幡市内里
- 2 調査期間 第二〇次調査 二〇〇三年(平15) 四月～二〇〇四年二月
- 3 発掘機関 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 4 調査担当者 引原茂治・増田孝彦・高野陽子
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

内里八丁遺跡は、木津川西岸の自然堤防上に位置する、広範囲にわたる集落遺跡である。これまで第二京阪道建設や府道新設工事に伴って調査が行なわれ、弥生時代から中世にかけての複合遺跡であることが確認されている。



(京都西南部)

また、奈良時代の古山陰道の側溝と考えられる溝なども検出されている。

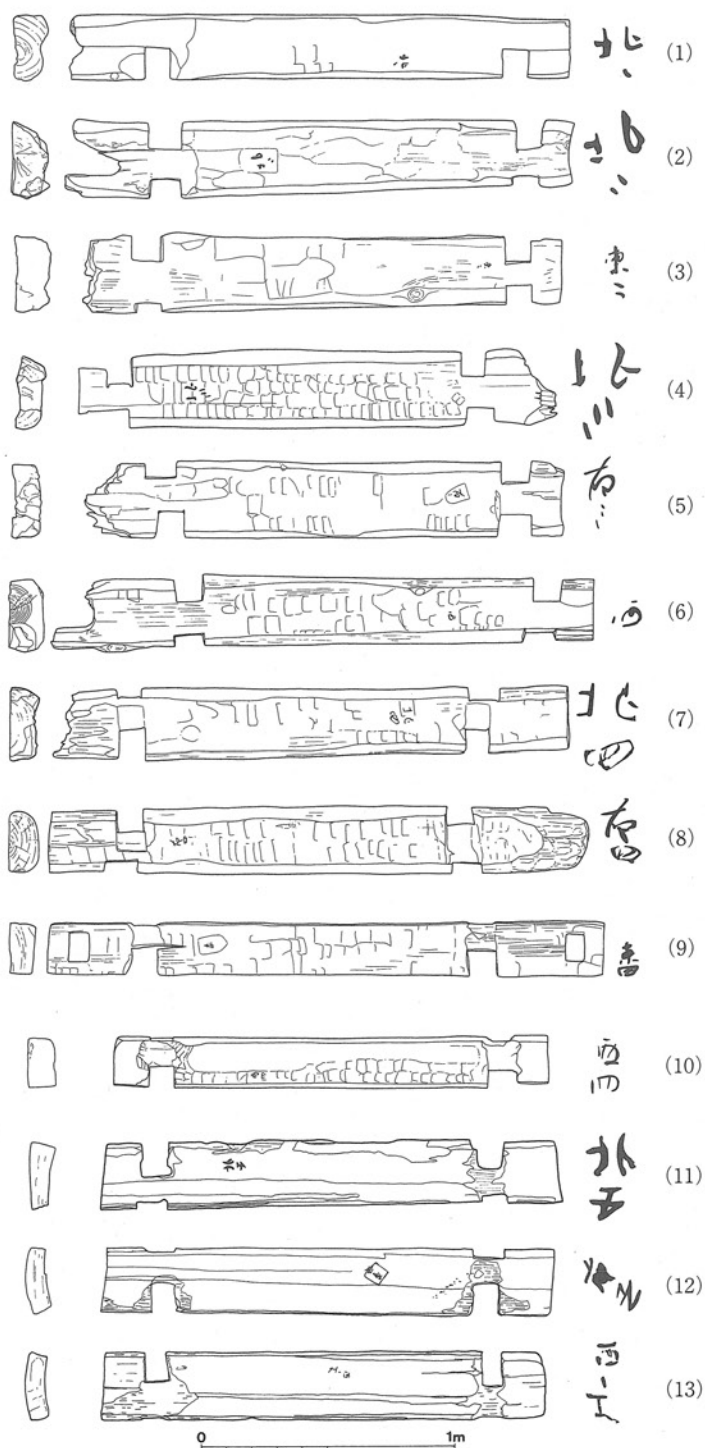
今回報告するのは、井戸SE一一七の井戸枠墨書である。SE一

一七は掘形がほぼ一辺五・八mの方形を呈する。掘形検出面から約一・二m下で井戸枠を検出した。井戸枠は井籠組の枠内に円形に縦板を組むもので、内法約一・二mを測る。既に地中に埋まっていた巨木を若干加工して基礎とし、井戸枠を組み上げている。井戸枠は、板材を七段積み上げているが、下部五段は、長さ約二mの角材に近い材を用いる。この井戸枠材は、丸太を手斧で粗く角柱状に面取りして半裁し、半裁面を内側にして使用している。また、ほぞ穴が残る材もあり、建築部材を転用したものと考えられる。樹種同定の結果、井籠組井戸枠材ではヒノキが多く、円形縦板組井戸枠材はスギであった。このような使用木材の違いは、あるいは時期差を示すものかもしれない。井籠組井戸枠内に円形井戸枠を設ける井戸としては、平安京跡右京一条三坊十町（現京都府立山城高校）に同様の調査事例がある。

墨書はこの井籠組井戸枠の下部五段分の材のうち一三点に認められた。上部二段の板材は風化が進んでおり、墨書は確認できなかった。また、円形縦板組井戸枠材にも墨書は認められなかった。なお、井戸枠内底部には拳大の円礫が敷かれており、内部からは墨書土器や銅製黒漆塗蛇尾、承和昌宝（八三五年初鑄）などが出土した。このことから、井戸SE一一七は、九世紀前半頃までは使用されていたものと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1)	〔北一〕	1965×250×130	061
(2)	〔北二〕	2000×295×140	061
(3)	〔東二〕	1885×280×140	061
(4)	〔北三〕	1885×305×110	061
(5)	〔南三〕	1890×300×125	061
(6)	〔西カ〕 〔□〕	2125×270×100	061
(7)	〔北四〕	2025×270×105	061
(8)	〔南四〕	2115×260×120	061
(9)	〔東四〕	2165×200×100	061
(10)	〔西四〕	1710×200×120	061
(11)	〔北五〕	1815×260×80	061
(12)	〔南五〕	1780×270×90	061
(13)	〔西ノ五〕	1740×270×90	061



墨書は東西南北の方位と数字の組み合わせで、井戸下部から上部に向かって「一」から順に番号を付している。井戸枠の位置と組み立て順を示すものであろう。なお、略測図の右側に墨書部分の拡大図を示した。

9 関係文献

(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報』一
一六(二〇〇五年)

(引原茂治)